- 6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する 実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。
- 7 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。
- 第五十条 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について 第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければなら ない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。
- 2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、 本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければなら ない。
- 4 前二項の規定による通知があつたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記 官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなして、第二十一条の規定を適用 する。

(本店移転の登記)

- 第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は 第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。
- 2 前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。
- 3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。
- 第五十二条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。
- 2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の 登記の申請書及びその添付書面並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付し なければならない。
- 3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、 前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その 旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。
- 4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、登記をすることができない。
- 5 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。
- 第五十三条 新所在地における登記においては、会社成立の年月日並びに本店を移転した

旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(解散の登記)

第七十一条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とする。

2 (略)

3 代表清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該代表清算人が消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人であるときは、この限りでない。

(合併の登記)

- 第七十九条 吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記においては、合併をした旨並びに吸収合併により消滅する会社(以下「吸収合併消滅会社」という。)又は新設合併により消滅する会社(以下「新設合併消滅会社」という。)の商号及び本店をも登記しなければならない。
- 第八十二条 合併による解散の登記の申請については、吸収合併後存続する会社(以下「吸収合併存続会社」という。)又は新設合併により設立する会社(以下「新設合併設立会社」という。)を代表すべき者が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社を代表する。
- 2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存続 会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を 経由してしなければならない。
- 3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。
- 4 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所 在地における第一項の登記の申請については、適用しない。
- 第八十三条 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所に おいては、前条第三項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げ る事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。
- 2 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所において は、前条第二項の場合において、吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の 登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸 収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなけれ ばならない。

(更正)

- 第百三十二条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。
- 2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。

ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

- 第百三十三条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、 登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官 の過誤によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局の 長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

(抹消の申請)

- 第百三十四条 登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当事者は、その登記の抹消 を申請することができる。
 - 一 第二十四条第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由があること。
 - 二 登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。
- 2 第百三十二条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

(職権抹消)

- 第百三十五条 登記官は、登記が前条第一項各号のいずれかに該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。
- 2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で 公告しなければならない。
- 3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。
- 第百三十六条 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。
- 第百三十七条 登記官は、異議を述べた者がないとき、又は異議を却下したときは、登記 を抹消しなければならない。
- 第百三十八条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第百三十九条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章

及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第百四十条 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第百四十一条 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(審査請求)

- 第百四十二条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法 務局の長に審査請求をすることができる。
- 第百四十三条 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

(審査請求事件の処理)

- 第百四十四条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。
- 第百四十五条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日内に、意見を付して事件を第百四十二条の法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。
- 第百四十六条 第百四十二条の法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第百四十七条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

(省令への委任)

第百四十八条 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添付 書面その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第八章 監督

(決算関係書類等の提出)

- 第九十二条の二 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に、決算関係書類及び 事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。
- 2 第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。
- 3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(行政庁による報告の徴収)

- 第九十三条 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規 約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でない と認めるときは、組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる。
- 第九十三条の二 行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年 一回を限り(共済を図る事業を行う組合にあつては、必要に応じ)、その組合員、役員、 使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる。
- 第九十三条の三 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、 共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その業務 又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(行政庁による検査)

- 第九十四条 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
- 2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状

況を検査することができる。

- 4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常 例として検査をしなければならない。
- 5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 6 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受け た者の検査について準用する。
- 7 第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 8 第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解してはならない。

(共済事業等に係る監督上の処分)

- 第九十四条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、 又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共 済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の 限度において、定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ず ることができる。
- 2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその 子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共 済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ず べき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若 しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して 当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しく は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。
- 3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、共済事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければならない。
- 4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第四十条第 五項の認可を取り消すことができる。
- 5 行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、又は第四十条第五項若しくは第六項の認可を取り消すことができる。

(法令等の違反に対する処分)

- 第九十五条 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行つた場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
 - 一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約 に違反していること。
 - 二 正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立 後一年以内にその事業を開始しないこと。
 - 三 第一号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。
- 2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員の解任を 命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分 に違反し、又は組合が第一項第二号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命令 をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることが できる。

(聴聞の方法の特例)

- 第九十五条の二 前条第三項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の二週間前までにしなければならない。
- 2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害 関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければ ならない。

(行政庁による取消し)

- 第九十六条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。) の規定は、適用しない。

(行政庁への届出)

- 第九十六条の二 共済事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。
 - 一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。
 - 二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
 - 三 子会社等を新たに有することとなつたとき。
 - 四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。
 - 五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。
 - 六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

(厚生労働省令への委任)

第九十六条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、許可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

(所管行政庁)

第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を越える 組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知事とする。

(都道府県が処理する事務)

第九十七条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で 定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第九十七条の三 第五十条の四第二項(第五十条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

- 第九十七条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第九章 罰則

- 第九十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために組合の 財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金(共済事業を行う組合の 役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
- 3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。
- 第九十八条の二 第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第九十八条の三 第五十三条の二第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に

規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項の規定に違反して当該規定に 規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受け ることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれら の規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事 項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若し くは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることがで きる状態に置く措置をとつた者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 第九十八条の四 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下 の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第九十八条の五 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益 は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴す る。
- 第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項の規定に 違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しく は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第九十八条の七 被調査組合の役員若しくは使用人又はこれらの者であつた者が第五十三条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第九十八条の八 第五十三条の十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円 以下の罰金に処する。
- 第九十八条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項(同項第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
 - 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
 - 三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(同項第二号及び第六号を除く。)の規 定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは 虚偽の記載をした書面を交付した者
 - 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
- 第九十九条 組合が第九十五条第二項の停止命令に違反して事業を行つたときは、その組合及び理事を五十万円以下の罰金に処する。

- 2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金(共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。
- 第九十九条の二 第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定 に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において 同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若し くは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査 記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第九十九条の三 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
 - 一 第九十八条の二 三億円以下の罰金刑
 - 二 第九十八条の三 二億円以下の罰金刑
 - 三 第九十九条第二項 三十万円以下の罰金刑 (共済事業を行う組合若しくはその子会 社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑)
 - 四 第九十八条の四 一億円以下の罰金刑
 - 五 第九十八条の六、第九十八条の九又は前条 各本条の罰金刑
- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその 訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴 訟に関する法律の規定を準用する。
- 第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。
 - 一 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 正当な理由がないのに、第二十六条六項において準用する会社法第九百五十一条第 二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者
- 第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十 万円以下の過料に処する。
 - 一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
 - 二 第十二条第三項の規定に違反したとき。
 - 三 第十五条の規定に違反したとき。
 - 四 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。
 - 五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二

- 項、第三十一条の七第九項(第七十三条において準用する場合を含む。)若しくは第 十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項(第五十条の二第四項、 第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用す る場合を含む。)、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一 項若しくは第八項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反し て、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、 若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記 録をしたとき。
- 六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の七第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 七 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条 の調査を求めなかつたとき。
- 八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四第一項、第 五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四第一項の規定に違反したとき。
- 九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。
- 十 第二十八条第六項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。
- 十一 第二十九条の規定に違反したとき。
- 十二 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による 請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求 に係る議案を総会に提出しなかつたとき。
- 十三 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定又は第七十三条において準用する同法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。
- 十四 第三十条の五第三項、第三十一条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第 一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百 九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せ ず、又は不正の記載をしたとき。
- 十五 第三十一条(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 十六 第三十一条の二第一項 (第七十三条において準用する場合を含む。) 又は第三十 一条の三第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。
- 十七 第三十一条の二第三項 (第七十三条において準用する場合を含む。) の規定に違 反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は

事実を隠ぺいしたとき。

- 十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかったとき。
- 二十 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違 反して、正当な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省 令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。
- 二十一 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。
- 二十二 第三十一条の九第一項の規定に違反したとき。
- 二十三 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項(これらの規定を第三十三条第四項及び第七十三条において準用する場合を含む。)又は第四十七条の二第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。
- 二十四 第四十条第八項、第六十四条第二項又は第九十六条の二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二十五 第四十三条(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、 正当な理由がないのに、説明をしなかつたとき。
- 二十六 第四十七条の二第一項、第五十三条の八第二項、第五十三条の十四第一項又は 第五十三条の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知を したとき。
- 二十七 第四十九条又は第四十九条の二第二項(これらの規定を第五十条の二第四項、 第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用す る場合を含む。)の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若し くは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。
- 二十八 第四十九条第三項(第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二 第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第五十三条の十 四第一項若しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条において準用する会 社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 二十九 第五十条の十一第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は 同条第二項の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任し たとき。
- 三十 第五十条の十三、第五十三条の五又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。
- 三十一 第五十一条の四又は第五十二条の規定に違反したとき。
- 三十二 第五十三条の八第二項の規定に違反して、総会を招集しなかつたとき。
- 三十三 第五十三条の十四第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。
- 三十四 第五十三条の十四第三項の規定に違反したとき。
- 三十五 第五十三条の十六第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以 外の第五十三条の十七第一項に規定する特定会社を子会社としたとき。

- 三十六 第五十三条の十七第一項若しくは第二項ただし書(第五十三条の十九第二項に おいて準用する場合を含む。)又は第五十三条の十九第一項の規定に違反したとき。
- 三十七 第五十三条の十七第三項又は第五項 (これらの規定を第五十三条の十九第二項 において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。
- 三十八 第五十三条の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以 外の会社を子会社としたとき。
- 三十九 第七十三条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、 破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 四十 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三条において準用する会社法第四百九十 九条第一項の期間を不当に定めたとき。 <
- 四十一 第七十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の 弁済をしたとき。
- 四十二 第七十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。
- 四十三 第九十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
- 四十四 第九十三条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四十五 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 2 共済調査人が、第五十三条の十第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、 前項と同様とする。
- 3 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十条の三第三項において準用する同法第 三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。
- 第百条の二 組合の理事であつて第十二条第六項の規定による命令に違反した者は、二十 万円以下の過料に処する。
- 第百条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条の 規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三百六条 若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に 処する。